



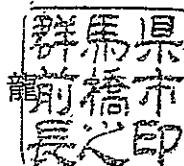
諮詢第1号

前橋市国民健康保険運営協議会 様

国民健康保険税の税率を下記のとおり改正したいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求める。

平成30年 1月29日

前橋市長 山本



記

### 1 国民健康保険税の税率

区分	現行	改正案
医療給付費分	所得割 均等割	8.0% 25,200円
	平等割	28,800円
		24,600円
後期高齢者支援金分	所得割 均等割	2.0% 7,200円
		2.5% 13,200円
介護納付金分 (40歳~64歳)	所得割	1.86%
	均等割	12,960円
		2.5% 15,600円

### 2 適用区分

改正後の国民健康保険税の税率は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



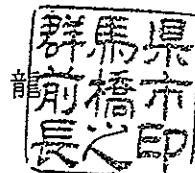
諮問第2号

前橋市国民健康保険運営協議会様

国民健康保険運営協議会委員の定数を下記のとおり改正したいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

平成30年 1月29日

前橋市長 山本



記

1 国民健康保険運営協議会委員の定数

区分	現行	改正案
被保険者を代表する委員	<u>6人</u>	<u>4人</u>
保険医又は保健薬剤師を代表する委員	<u>6人</u>	<u>4人</u>
公益を代表する委員	<u>6人</u>	<u>4人</u>
被用者保険等保険者を代表する委員	2人	2人

2 適用区分

改正後の定数は、現委員の任期満了日（平成31（2019）年5月31日）を経過した日から適用し、現委員の任期満了日までは、なお従前の例による。



諮問第3号

前橋市国民健康保険運営協議会様

国民健康保険税のうち、基礎課税額に係る課税限度額を下記のとおり改正したいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求める。

平成30年 1月29日

前橋市長 山本



記

1 基礎課税額（医療給付費分）に係る課税限度額

区分	現行	改正案
課税限度額	540,000円	580,000円

2 適用区分

改正後の基礎課税額に係る課税限度額は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 その他

本件は、地方税法等の関係法令が改正された後に改めるものとする。



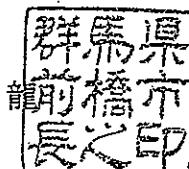
諮詢第4号

前橋市国民健康保険運営協議会 様

低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減基準を下記のとおり改正したいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

平成30年 1月29日

前橋市長 山本



記

### 1 国民健康保険税の軽減基準

区分	現 行	改 正 案
5割軽減世帯 判定基準	前年総所得金額等が、33万円 に被保険者及び特定同一世帯所 属者1人につき <u>27万円</u> を加算 した金額を超えない世帯	前年総所得金額等が、33万円 に被保険者及び特定同一世帯所 属者1人につき <u>27万5千円</u> を 加算した金額を超えない世帯
2割軽減世帯 判定基準	前年総所得金額等が、33万円 に被保険者及び特定同一世帯所 属者1人につき <u>49万円</u> を加算 した金額を超えない世帯	前年総所得金額等が、33万円 に被保険者及び特定同一世帯所 属者1人につき <u>50万円</u> を加算 した金額を超えない世帯

### 2 適用区分

改正後の国民健康保険税の軽減基準は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

### 3 その他

本件は、地方税法等の関係法令が改正された後に改めるものとする。